

# 定 款

社団法人 日本港運協会

# 社団法人 日本港運協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は、社団法人 日本港運協会という。

### (事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

### (目 的)

第 3 条 本会は、港湾運送の合理化を促進することにより、港湾運送機能の向上に努めるとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図り、もって港湾運送事業の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 港湾運送事業に関する調査、研究、啓発及び宣伝
- ( 2 ) 港湾運送事業に関する情報及び資料の収集、整備並びに頒布
- ( 3 ) 港湾運送事業の経営改善に関する指導
- ( 4 ) 港湾運送施設の整備を図るための資金の斡旋、その他これらの施設の整備の推進
- ( 5 ) 港湾運送事業の安定化、効率化及びサービスの向上のための指導及び支援
- ( 6 ) 港湾運送事業に関する近代的労務管理の研究
- ( 7 ) 輸入食糧の港湾運送に係わる受託業務
- ( 8 ) 港湾運送事業に関する関係行政機関、国会等への建議及び陳情
- ( 9 ) 港湾運送の利用者、その他港湾運送事業関係者及びこれらの団体との連絡及び交渉
- ( 10 ) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- ( 1 ) 正会員
- ( 2 ) 特別会員

### (会員の資格)

第 6 条 正会員は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- ( 1 ) 港湾運送事業の免許を受けた者
- ( 2 ) 港湾運送事業と密接な関連を有する事業を営む者
- ( 3 ) 1 号又は 2 号に掲げる者が組織する団体

2 . 特別会員は、本会の目的に賛同し、かつ、本会に加入することが、会務運営上有益と認められる者とする。

### (入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、総会において別に定める手続きにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会 費)

第 8 条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 . 既納の会費は、返還しないものとする。

### (資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の 1 に該当するときは、その資格を失なう。

- ( 1 ) 退会したとき
- ( 2 ) 除名されたとき
- ( 3 ) 倒産、若しくは破産宣告を受けたとき
- ( 4 ) 本会が解散したとき

## (退 会)

第 10 条 会員が、退会しようとするときは、総会において別に定める手続きにより、退会届を会長に提出しなければならない。

## (除 名)

第 11 条 会員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

( 2 ) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

( 3 ) 著しく会費を滞納したとき

## (権利の喪失)

第 12 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失ないすでに納付した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

## 第 3 章 役 員 等

## (役 員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

( 1 ) 会 長 1 名

( 2 ) 副会長 1 2 名以内

( 3 ) 理事長 1 名

( 4 ) 専務理事 2 名以内

( 5 ) 常務理事 2 名以内

( 6 ) 常任理事 5 5 名以内

( 7 ) 理 事 8 5 名以上 1 1 0 名以内 ( 会長、副会長、理事長、専務理事、  
常務理事、及び常任理事を含む。 )

( 8 ) 監 事 2 名又は 3 名

## (役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において、総会の別に定める手続きにより推せんされた会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員外から選任することができる。

- 2 . 総会は、前項の理事の選任にあわせて常任理事を指名する。
- 3 . 会長及び副会長は理事の互選による。
- 4 . 理事長、専務理事及び常務理事は、会長が理事会に諮り理事のうちから選任する。
- 5 . 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 . 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記の謄本を備え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7 . 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

## (役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行なう。
- 3 . 理事長は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
- 4 . 専務理事は理事長を補佐して会務を処理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
- 5 . 常務理事は、専務理事を補佐し、常時の会務を処理する。
- 6 . 常任理事は、常任理事会を組織して会務を執行する。
- 7 . 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 8 . 監事は、民法第 59 条に定める職務を行なう。

## （役員の任期）

第 16 条 会長、副会長、理事、常任理事及び監事の任期は 2 年、理事長、専務理事及び常務理事の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 . 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 . 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

## （役員の補充）

第 16 条の 2 役員に欠員の生じた場合において、会務の運営上会長がその役員の補充を必要と認めるときは、理事会の議を経て役員の補充選任をすることができる。この場合、会長は、次の総会に報告しなければならない。

## （役員の解任）

第 17 条 役員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（ 1 ）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（ 2 ）職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

## （役員の報酬）

第 18 条 役員は、すべて名誉職とする。ただし常勤の役員は、有給とすることができる。

## （評議員）

第 18 条の 2 本会に評議員を置く。

2 . 評議員の定数は 1 2 0 名以内とする。

3 . 評議員は、評議員会を組織し、本会の会務について会長の諮問に応じ答申し又は意見を具申する。

4. 第14条第1項、第16条から第18条までの規定は評議員に準用する。

#### (名誉会長)

第19条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、総会の同意を得て、本会会長経験者のうちから会長が推挙する。

名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

#### (顧問、相談役及び参与)

第19条の2 本会に若干名の顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、参与は、理事長の諮問に応じ、各々意見を述べるものとする。

#### (顧問、相談役及び参与の報酬)

第20条 顧問、相談役及び参与は、名誉職とする。ただし、参与は有給とすることができる。

#### (名誉会員)

第20条の2 本会は、理事会の議決を経て、本会又は業界のため、特に功績顕著であった者に対して、名誉会員の称号を贈ることができる。

## 第4章 会 議

#### (種 別)

第21条 会議は、総会、理事会、常任理事会及び評議員会とする。

2. 会議は、会長が招集する。

3. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4. 理事会、常任理事会及び評議員会の議長は、会長がこれに当る。

#### (総 会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 会長は、総会員の4分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

#### (総会の招集)

第23条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

#### (総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告書及び収支決算
- (3) その他の重要事項

#### (総会の定足数等)

第25条 会員は、それぞれの1個の表決権を有する。

2. 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

第26条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。  
この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

#### (議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

( 1 ) 日時及び場所

( 2 ) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名 ( 書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。 )

( 3 ) 審議事項及び議決事項

( 4 ) 議事の経過の概要及びその結果

( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名及び押印をしなければならない。

#### ( 理事会 )

第 28 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

#### ( 理事会の議決事項 )

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 会務の執行に関する事項

( 2 ) 総会に提出する議案

( 3 ) 総会によって委任された事項

( 4 ) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

( 5 ) その他の重要事項

2 . 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

#### ( 常任理事会 )

第 30 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成し、会長が認めたとき招集する。

#### ( 常任理事会の議決事項 )

第 31 条 常任理事会は次の事項を議決する。

( 1 ) 理事会によって委任された事項

( 2 ) 理事会を開くいとまがない場合における会務執行に関する緊急事項

2 . 前項第 2 号の議決事項は、次の理事会において承認を得なければならない。

#### ( 評議員会 )

第 3 1 条の 2 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が必要と認めたととき招集する。

#### ( 規定の準用 )

第 3 2 条 第 2 5 条から第 2 7 条までの規定は、理事会及び常任理事会に準用する。

### 第 5 章 部会及び委員会

#### ( 部会、委員会 )

第 3 3 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、部会及び委員会を置くことができる。

2 . 部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

### 第 6 章 事 務 局

#### ( 事務局 )

第 3 4 条 本会に事務局を置く。

2 . 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

#### ( 備付け帳簿及び書類 )

第 3 5 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

( 1 ) 定款

( 2 ) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

( 3 ) 理事及び監事の名簿

( 4 ) 事業計画及び予算に関する書類

( 5 ) 事業報告及び決算に関する書類

( 6 ) 財産目録、正味財産増減計画書及び貸借対照表

- ( 7 ) 許可、許可等及び登記に関する書類
- ( 8 ) 定款に定める期間の議事に関する書類
- ( 9 ) 理事及び監事の履歴書
- ( 10 ) 職員の名簿及び履歴書
- ( 11 ) その他必要な帳簿及び書類

2 . 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### ( 事業年度 )

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### ( 資産の構成 )

第 37 条 本会の資産は、会費、寄附金及びその他の収入から成るものとする。

### ( 資産の管理 )

第 38 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。

### ( 経費の支弁等 )

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 . 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

### ( 事業計画及び決算 )

第 40 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登

記簿の謄本を添えるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第42条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規程によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

### (残余財産の処分)

第43条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会与類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

### (細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則 (昭和46年5月21日)

昭和46年5月21日の総会で選出された評議員は、第18条の2の規定に関する主務官庁の認可があったときに、第18条の2第4項の規定によって選任されたものと看做し、その任期は、昭和48年に開催する通常総会までとする。

昭和40年6月30日	官政第719号許可
昭和42年1月26日	一部改正
昭和43年5月24日	一部改正
昭和44年5月20日	一部改正
昭和45年5月22日	一部改正
昭和46年5月21日	一部改正
昭和50年5月21日	一部改正
昭和52年5月20日	一部改正
昭和57年6月30日	一部改正
平成7年6月15日	一部改正
平成11年7月9日	一部改正
平成13年7月2日	一部改正
平成14年7月29日	一部改正